

入 札 説 明 書

令和 6 年札幌市告示第 3558 号に基づく入札等については、札幌市契約規則、その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和 6 年 8 月 29 日（木曜日）

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市建設局土木部雪対策室計画課調整係
電話(011)211-2682 FAX(011)218-5141

3 入札に付する事項

(1) 調達する役務の名称

令和 6 年度 雪対策室ホームページ更新・運用業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(4) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 競争参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する次の事項に該当する者は、競争入札に参加する資格を有さない。

ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次の各号の一に該当すると認められる者でその事由の発生の日から 3 年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。）

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質管理若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) 前各号の一に該当する事実があった後 3 年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務関係）にお

いて業種が大分類「一般サービス業」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であること。

- (3) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務関係）において、所在地区分が「市内」として登録されている者であること。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全なものでないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 札幌市競争入札参加資格者参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 調達役務の内容と類似（ホームページの更新・運用）の履行実績を有する者であって、当該役務の提供が十分に可能な者であること。履行実績については、札幌市発注業務のほか、国や他の自治体の発注業務とする。

5 入札説明書の添付書類

- (1) 入札書
- (2) 委任状
- (3) 契約書
- (4) 契約約款
- (5) 公示用設計書及び特記仕様書
- (6) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙1）
- (7) 質問書
- (8) 消費税及び地方消費税免税事業者申出書

6 入札書の提出方法等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記2に同じ。また、入札説明書は札幌市建設局ホームページにおいてもダウンロードすることができる。

掲載先 URL :

<http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/yuki/jigyosha/hpkoushin-r6.html>

- (2) 入札の受領期限
令和6年9月10日（火曜日）17時00分（必着）
- (3) 入札書の提出方法

ア 持参による提出

入札書は封筒に入れ封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和6年9月11日14時00分開札〔令和6年度雪対策室ホームページ更新・運用業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記(2)の受領期限までに上記2宛に提出すること。

イ 送付による提出

二重封筒とし、外封に「令和6年9月11日14時00分開札〔令和6年度雪対策室ホームページ更新・運用業務〕の入札書在中」の旨を記載し、中封及び入札書は上記(3)アと同様に作成し、上記(2)の受領期限までに上記2宛に送付すること。

ウ 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

エ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに、下記の書類を上記(2)の受領期限までに提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- ① 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙1）
- ② 競争参加資格認定通知書の写し
- ③ 組合員名簿（上記4-(5)に該当する場合）
- ④ 契約書及び業務内容を記載した業務説明書の写し（上記4-(7)）

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることとはできない。

(5) 開札の日時及び場所

令和6年9月11日（水曜日）14時00分

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎8階北側雪対策室内

(6) 入札の無効

本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(8) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。浸透印不可。）をしておくとともに、入札時に代理委任状を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(9) 開札

ア 入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。

イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

(10) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(11) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

7 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条に該当した場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(5) 免税事業者であることの申出

落札者が消費税法(昭和63年法律第108号)に基づく消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合、消費税及び地方消費税免税事業者申出書を提出すること。

8 本件の仕様等に対する質問

(1) 質問の提出方法

質問書に質問事項等を記載のうえ、持参、送付又はファクシミリにより提出すること。

(2) 質問の提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示日から令和6年9月5日（木曜日）17時00分までに提出すること（持参による場合は各日9時00分から17時00分まで）。

(3) 質問に対する回答

質問者に対しては、ファクシミリにより回答する。なお、質問に対する回答書は、令和6年9月6日（金曜日）17時00分までに札幌市建設局ホームページ（6(1)に掲げるURL）に掲載する。

以 上